

第 32 号議案

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例の件
 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
 に制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例
 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例（昭和37年 3 月条例第30号）の一
 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
 第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
 太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
 いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
 部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（普通区の料金及び乗車券の種類）</p> <p>第 3 条 普通区の料金及び乗車券の種 類は、次に掲げる範囲内において管 理者が定める。</p> <p>(1) 普通料金</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大人（12歳以上の者（イの小児 に該当する者を除く。）をいう。 以下同じ。） 1 乗車につき <u>230円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 小児（12歳未満の者をいい、</p>	<p style="text-align: center;">（普通区の料金及び乗車券の種類）</p> <p>第 3 条 普通区の料金及び乗車券の種 類は、次に掲げる範囲内において管 理者が定める。</p> <p>(1) 普通料金</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大人（12歳以上の者（イの小児 に該当する者を除く。）をいう。 以下同じ。） 1 乗車につき <u>210円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 小児（12歳未満の者をいい、</p>

12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）

1 乗車につき 120円

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1 箇月につき
10,350円

イ [略]

2～4 [略]

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1 乗車につき 230円

(イ) 小児 1 乗車につき 120円

12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）

1 乗車につき 110円

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1 箇月につき
8,820円

イ [略]

2～4 [略]

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1 乗車につき 210円

(イ) 小児 1 乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 路線
内において料金が最低額とな
る区間にあつては190円、最高
額となる区間にあつては580
円

(イ) [略]

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
10,350円

(イ) [略]

イ アに掲げる路線以外の路線
次に掲げる範囲内において、
管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
定期券を発売する区間のう
ち、路線内において料金が最
低額となる区間にあつては
8,550円、最高額となる区間に
あつては23,400円

(イ) 通学定期券 1箇月につき
定期券を発売する区間のう

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、
乗車の対象となる区間の距離に
応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗
り区間にあつては170円、路線
内において距離が最長となる
区間にあつては560円

(イ) [略]

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
8,820円

(イ) [略]

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、
乗車の対象となる区間の距離に
応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき
初乗り区間にあつては
7,140円、定期券を発売する区
間のうち、路線内において距
離が最長となる区間にあつて
は21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき
初乗り区間にあつては

<p>ち、<u>路線内において料金が最低額となる区間</u>にあつては6,020円、<u>最高額となる区間</u>にあつては17,700円</p>	<p>6,020円、<u>定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間</u>にあつては17,700円</p>
<p>2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、<u>乗車の対象となる区間の距離を考慮するとともに</u>、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。</p>	<p>2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第8条第1項の規定に基づき発売された定期券であつてこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この条例による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。

3 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであつてこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行

日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額からこの条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

理 由

本市乗合自動車の乗車料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。